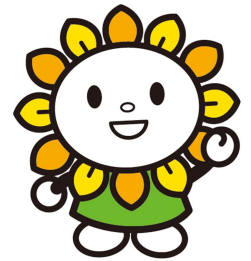


尾張旭市指定給水装置工事事業者



各種届出等について

《指定事項の変更の届出について》

下記の指定事項について、変更があったときは変更があった日から30日以内に「指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書」（様式第10）を提出してください。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
- (2) 法人にあっては、役員の氏名
- (3) 給水装置工事主任技術者の氏名又は給水装置工事主任技術者が交付を受けた免状の交付番号

《主任技術者の選任・解任について》

給水装置工事主任技術者を欠いたときは、当該事由が発生した日から2週間以内に新たに主任技術者を選任し、遅滞なく「給水装置工事主任技術者選任・解任届出書」（様式第3）を提出してください。また、主任技術者を解任するときも、遅滞なく「給水装置工事主任技術者選任・解任届出書」（様式第3）を提出してください。

また、主任技術者の選任・解任は指定事項の変更（給水装置工事主任技術者の氏名）にあたりますので、「指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書」（様式第10）も作成し、提出してください。

《提出書類について》

届出内容ごとの提出書類は下表のとおりです。

提出にあたっては別添の記入例を参照し、漏れのないように作成してください。

届出内容		提出書類						備考		
		様式第10	様式第3	定款の写し	登記事項証明書 又は 登記簿謄本	住民票の写し	誓約書			
指定事項の変更	氏名又は名称 (事業所の名称含む)	法人	○		○	○		・登記事項証明書(登記簿謄本)、住民票は発行日から3カ月以内のもの ・住民票は個人番号の記載のないもの ・定款は直近のものに原本証明をすること		
		個人	○				○			
	住所 (事業所の所在地含む)	法人	○		○	○				
		個人	○				○			
		共通	・事業所所在地が住民票/登記簿謄本の住所と異なる場合は事業所の不動産登記簿又は賃貸借契約書の写し及び事業所の外観写真							
	代表者	法人	○		○	○	○			
	役員	法人	○			○	○			
	給水装置工事主任技術者の氏名		○						・氏名のみ変更する場合	
	主任技術者の選任・解任	給水装置工事主任技術者の氏名	法人 個人	○	○	・給水装置工事主任技術者免状又は技術者証の写し			・解任の場合は、添付書類不要	
		免状の交付番号		○	○					

《事業の廃止・休止・再開について》

事業の廃止又は休止のときは、当該廃止又は休止の日から30日以内に、再開のときは、当該再開の日から10日以内に「給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書」（様式第11）を提出してください。

【提出書類】

- ・給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書（様式第11）
- ※廃止の場合は指定給水装置工事事業者証を返納してください。

《組織変更・合併・相続等による変更の届出について》

組織変更・合併・相続等による変更があった場合の手続きは下表のとおりです。

		変更内容	申請・届出方法	
法人	組織変更	有限会社→株式会社	指定事項変更届	
		合名会社・合資会社間		
	合併	指定事業者Aと指定事業者Bが合併	AがBを吸収合併	Aは指定事項変更届 Bは廃止届
			新会社Cを設立(新設合併)	A、Bともに廃止届 Cが新規指定申請
		(指定のない)Aと指定事業者Bが合併	Aが指定事業者Bを吸収合併	Aは新規指定申請 Bは廃止届
			新会社Cを設立(新設合併)	Bは廃止届 Cが新規指定申請
個人	個人→法人	廃止届、新規指定申請		
	代表者が死亡し、相続人等が事業を継続する場合			

《申請場所・問い合わせ先》

尾張旭市役所上下水道部上水道課給水係
 〒488-8666 尾張旭市東大道町原田2600番地1
 電話 0561-76-8170（直通）
 FAX 0561-52-5167
 メール suido@city.owariasahi.lg.jp